

スポーツ・他産業連携調査検討業務  
企画提案実施要領

令和5年10月

山梨県 観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課

## 目 次

1. 企画提案を求める業務の概要	1
2. 企画提案の参加資格	2
3. 質問	3
4. 企画提案書	4
5. 審査及び結果通知	5
6. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング	6
7. 契約	6
8. 企画提案の無効	7
9. その他	7

## 1. 企画提案を求める業務の概要

### (1) 提案を求める理由

本県では、スポーツをビジネス資源として捉え、その活用により収益を生み出すこと  
によって、本県経済の発展につなげていくため、令和3年3月に「山梨県スポーツ成長  
産業化戦略」を策定し、目指すべき姿として「スポーツで稼げる県」を掲げ、それに向  
けて「観光客増加による県内経済活性化」と「新たな関連ビジネスの集積・拡大」を進  
めることとしている。

また、令和4年4月に「やまなしスポーツエンジン」を創設し、「サイクルツーリス  
ムの推進」や「アウトドアアクティビティの開発」などに取り組み、「観光客増加によ  
る県内経済活性化」に向けて施策を推進している。

スポーツ成長産業化戦略の取り組みの深化に向け、「新たな関連ビジネスの集積・拡  
大」を実現するための施策を推進すること、また、その実現のため「スポーツの活用によ  
る他産業の財・サービスの創出」を進めることとしており、具体的な施策として「ス  
ポーツ資源と他産業との連携の可能性を探る取り組み」を進める必要がある。また、農  
業や林業等の既存産業やリニア中央新幹線が開通することによる都心からの時間的な近  
さなど、優位性があり、本県の特性にあった他産業との連携の方法を模索し、実装して  
いく必要があり、そのための先進事例等調査や組織や戦略に対する提言を目的とする。

### (2) 名称

スポーツ・他産業連携調査検討業務

### (3) 委託内容

別添「スポーツ・他産業連携調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）  
による。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日（水）まで

### (5) 予算上限額

本業務に係る経費としての予算上限額7,358千円（消費税及び地方消費税を含  
む）。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を  
示すためのものであることに留意すること。

### (6) 選定スケジュール

令和5年10月11日（水）	募集開始
令和5年10月17日（火）	質問票受付期限
令和5年10月17日（火）	参加資格確認申請書提出期限
令和5年10月19日（木）	参加資格審査結果通知（予定）
令和5年10月26日（木）	企画提案書提出期限
令和5年10月30日（月）	審査結果通知、2次審査案内通知（予定）

※参加申込者が5社を超えた場合は1次審査（書面）を行い、通過者のみを対象として、2次審査を行う。この場合、1次審査の結果は速やかにメールで通知する。

令和5年11月1日（水） 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

令和5年11月2日（木） 審査結果通知、受託候補者特定（予定）

## （7）その他

やまなしスポーツエンジンの組織体制等については、別紙「やまなしスポーツエンジンについて」のとおりである。

## 2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

### （1）企画提案参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、十分な業務遂行能力を有する者を従事させることができる者であること。
- ⑥ 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### （2）申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付（正本1部）すること。

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 会社概要等整理表（様式第3号）  
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ③ 受託実績整理表 同種業務実績確認（様式第4号）
- ④ 実施体制表（様式第5号）
- ⑤ 配置予定者調書（様式第6-1号・様式第6-2号）
- ⑥ 2（1）企画提案参加資格において求められる要件⑥を確認できるもの（写し）

### (3) 提出期限

令和5年10月17日（火）午後5時

提出は、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (4) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館5階

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ政策担当 加賀美

電話番号（直通） 055-223-1545

FAX番号 055-223-1578

### (5) 提出方法

提出は、持参又は簡易書留、宅配等（配達記録が残る方法に限る）により行い、期限までに必着のこと。

### (6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年10月19日（木）（予定）に、すべての申請者に対し郵送にて通知する。

### (7) 審査結果に関する事項

- ① 参加資格確認申請書を提出した者の内、参加資格要件に該当しなかった者については、その旨と理由（非該当理由）を、山梨県知事から通知する。〔令和5年10月19日（木）予定〕
- ② ①の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により山梨県知事に対して非該当理由についての説明を求められることができる。書面については「3.（1）質問方法及び質問送付先」に記載された宛名に電子メールにより送付すること。
- ③ ②の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内（県の休日を含まない。）に電子メールにて回答する。

## 3. 質問

### (1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式第7号）に記載の上、電子メールにて次の両宛先に送信すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、質問を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ政策担当 加賀美

メールアドレス：kagami-cpzj@pref.yamanashi.lg.jp

sports-sk@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「スポーツ・他産業連携調査検討に関する質問（貴社名）」

## (2) 受付期限

令和5年10月17日(火)午後5時

受付は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

## (3) 質問に対する回答

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課のホームページで公開する。

## (4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすくすること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかに確認の上、メールにて返信すること。

## 4. 企画提案書

企画提案書(様式第8号)は、仕様書に基づき、別紙「スポーツ・他産業連携調査検討業務委託 審査基準」の項目について記載し、次により提出すること。

### (1) 企画提案書

- ・ A4判縦型横書き左綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・ 日本語表記で10.5ポイント以上であること。

### (2) 見積書(様式は任意)

金額(消費税及び地方消費税を含む)及び積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。

- ※ 積算根拠は、項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。
- ※ 見積額は、「1.(5) 予算上限額」の範囲内とする。

### (3) 提出部数及び提出方法

書面で「4.(1) 企画提案書」及び「4.(2) 見積書」を正本1部・副本8部提出するとともに、電子媒体としてCD-ROM等に格納し提出すること。

提出は、持参又は簡易書留、宅配等(配達記録が残る方法に限る)により行い、期限までに必着のこと。

### (4) 提出期限

令和5年10月26日(木)午後5時

提出は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (5) 提出場所

「2. (4) 提出場所」に提出すること。

## 5. 審査及び結果通知

### (1) 審査

- ① 本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員から構成されるスポーツ・他産業連携調査検討業務に係る企画提案審査会が行う。
- ② 審査は、1次審査（書類審査）で5事業者を選定し、その選定事業者を対象に2次審査（プレゼンテーション）を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
- ③ 企画提案への参加事業者数が5以下の場合、全ての事業者を2次審査の対象とし、1次審査は行わない。

### (2) 審査基準

「スポーツ・他産業連携調査検討業務委託 審査基準」のとおり。

### (3) 審査方法

- ① 1次審査
  - (ア) 「4. 企画提案書」に基づき、「5. (2) 審査基準」の各項目を採点（10点満点）し、上位5事業者を2次審査の対象とする。
  - (イ) 合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定することとし、見積金額が同額の場合は、事業者から再度の見積書の提出により、最も見積金額の低い事業者を選定する。
- ② 2次審査
  - (ア) 1次審査を通過した選定事業者を対象に、1次審査と同様の審査基準で企画提案資料に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
  - (イ) 合計点が同点の場合は、1次審査と同様とする。

### (4) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて10月6日（金）（予定）に通知する。

### (5) 審査結果に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者の内、1次審査及び2次審査で選定されなかった者については、その旨と理由（非選定理由）を、山梨県知事から通知する。〔1次審査は、10月27日（金）、2次審査は、11月1日（水）を予定〕
- ② ①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により山梨県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができる。書面については「3. (1) 質問方法及び質問送付先」に記載された宛宛名に電子メールにより送付すること。
- ③ ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休

日を除く)以内に電子メールにて回答する。

#### (6) その他

2次審査の結果、合計点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者に選定しないことがある。

### 6. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

#### (1) 日時

令和5年11月1日(水) ※詳細は別途連絡する。

#### (2) 場所

山梨県甲府市丸の内一丁目5番4号舞鶴城公園内

恩賜林記念館 会議室(詳細は別途連絡する。)

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、対面によることが困難である場合は、Web会議形式で実施することがある。

#### (3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度(提案書説明20分、質疑応答10分、入退室時間を含む)

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。企画提案者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

#### (4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑応答は、実施体制表に記載した者のうち主たる担当者が行うこととし、入室は3名以内(協力事業者を含む)とする。
- ② 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。
- ③ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーションは、事前に提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

### 7. 契約

審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、受託候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、受託候補者が契約締結までの間に「2.(1)企画提案参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

### 8. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

- ② 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- ③ 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- ④ 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- ⑤ 企画提案審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- ⑥ 本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後に、次のいずれかに該当するとき。
  - ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
  - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ⑦ 2件以上の企画提案をしたとき。
- ⑧ 見積書と積算内訳が合致しないとき。
- ⑨ 予算上限額を超えた金額で見積書を提出したとき。

## 9. その他

- ① 企画提案において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金を支払うものとする。（ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合、契約保証金は免除する。）
- ③ 企画提案書の提出辞退  
参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第9号）」を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ④ 提出された企画提案書類等は返却しない。
- ⑤ 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 配置予定者の変更は、業務完了まで病休・死亡・退職等の県が認める理由のほかは認めない。
- ⑦ 契約の受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- ⑧ 選定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- ⑨ 参加表明及び企画提案に関する説明は行わない。
- ⑩ 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを中止又は延期することがある。